

年頭の挨拶	さいたま地方法務局 局長 三村 篤 ……	2
	埼玉土地家屋調査士会 会長 高柳淳之助 ……	4
	埼玉土地家屋調査士政治連盟 会長 関根 一三 ……	6
	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表理事 加藤 実 ……	7
	埼玉青調会 代表 長沼 健 ……	9
	あおい総合法律事務所 顧問弁護士 平岡 直也 ……	10
	荒川法律事務所 顧問弁護士 出井 宏幸 ……	11
	高野税務会計事務所 顧問税理士 高野 久芳 ……	12
誌上研修	業務部長 雙木 行雄 ……	13
新入会員の抱負	……………	18
会員の動静	……………	22
編集後記	……………	26



年頭の御挨拶

さいたま地方法務局 局長 三村 篤

新年明けましておめでとうございます。

埼玉土地家屋調査士会会員の皆様にはお健やかに新年を迎えられたことと、謹んでお慶びを申し上げます。

また、貴会及び会員の皆様方には、日頃から、法務行政の適正かつ円滑な運営につきまして、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症再々拡大の第3波到来という波乱に満ちた年明けとなりました。その後、ゴールデンウィークの頃には感染拡大の第4波が、夏には1日当たりの感染者数が過去最高となった感染拡大の第5波が到来し、社会経済活動において深刻な影響が生じました。その後は、新規感染者数が急速に減少に転じたことから、現在は小康状態を保っておりますが、感染拡大の第6波も想定されるため、法務局においては今後も気を引き締めて感染防止に万全を尽くして参る所存です。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により1年延期されていた2020東京オリンピック・パラリンピックが昨年開催されました。開催前は賛否両論ありましたが、いざ開催されてみると日本人アスリートや外国人アスリートの活躍に世界中の人々が元気づけられたのではないのでしょうか。

また、アメリカメジャーリーグでの大谷翔平選手の二刀流の活躍、地球温暖化研究の第一人者である日本人科学者のノーベル賞受賞など、コロナ禍においても明るい話題のあった一年でありました。

政治の面では、10月に衆議院選挙が行われ、岸田首相率いる与党が安定多数を確保したことは御承知のとおりですが、コロナ禍で停滞した社会・経済基盤をコロナ前の水準まで引き戻すよう政府と一体となって法務局の果たすべき役割に取り組んで参りたいと思います。

さて、法務省におきましては、令和3年4月21日に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、同月28日に公布されたことから、所有者不明土地等の解消に向け、これまで任意とされてきた相続登記や住所等変更登記の申請を義務化し、それらの手続の簡素・合理化を行うこととしました。

また、相続等によって土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度も法制化され、今後は、民法等を改正し、所有者不明土地の管理に特化した所有者不明土地管理制度を創設するなどの措置を講じることとしています。

ちなみに法律の施行期日は、早いもので相続土地国庫帰属に関するものは、原則として公布後2年以内の政令で定める日とされており、令和5年度から開始される予定となっております。

そのほか法務局としましては、所有者不明土地問題をはじめとした相続登記の促進が政府の最重要課題であることを真摯に受け止め、法定相続情報証明制度の更なる利用拡大を図っているほか、長期相続登記等未了土地解消作業や表題部所有者不明土地解消作業の積極的な取組を継続しているところです。

次に、オンライン申請の利用促進につきまして法務省では、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を踏まえ、令和6年3月末までに、不動産登記申請におけるオンライン手続の利用率を70%以上に向上させることを目標に各種取組が進められているところです。当局におけるオンライン申請の利用率は、貴会の御支援と会員の皆様の御協力により着実に増加しているところであり、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。コロナ禍において、人と人との接触を避けるという点でもオンライン申請の利用が注目されているところでもありますので、これまでにオンライン申請を利用されていない会員の皆様には、是非ともオンライン申請を積極的に利用していただきますようお願いいたします。

筆界特定制度につきましては、当局においても高水準の申請数が続いており、この制度に対する国民の期待と信頼の高さがうかがわれます。筆界に関する専門的知識を有する土地家屋

調査士の皆様には、筆界調査委員として、また、申請手続の代理人として御尽力いただき、皆様の御協力のお陰をもちまして、円滑に処理されているところ、この制度をより一層利便性の高いものとするためには、会員の皆様と法務局との連携・協力を維持することが重要であると考えていますので、引き続き本制度に対する御支援、御協力をお願いします。

最後になりますが、法務局としましては、重要課題として取り組んでいる登記所備付地図の整備や各種施策を着実に実施するとともに、高度情報化社会に対応した不動産の表示に関する登記の充実を図り、国民の皆様の要請と期待に応えて参りたいと考えておりますので、引き続きの御支援と御協力をお願いするとともに、埼玉土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御活躍、御多幸を心から祈念し、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を願ひまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





年頭に当たって

埼玉土地家屋調査士会 会長 高柳 淳之助

令和4年は西暦2022年、平成34年、昭和ですと97年にあたります。それぞれの基点から考えると、様々な想いがわき起こります。私の場合は、令和4年はコロナ4年と言い換えてもいいくらいです。新しい試みもありましたが、多くを積み残したようにも感じます。コロナ感染状況がこれから先どのようになってしまうのかわかりませんが、後ろを向いて背中から一歩ずつ前へ進んでいくことになると思います。会員の皆様にはご理解ご協力をよろしくお願い致します。

さて、私にとっての「積み残し」を話します。

令和3年11月17日所沢支部研修会において話をした内容です。タイトルは、土地家屋調査士業務全般に関する具体的な困難事例の解説でした。本会に寄せられる苦情等の問い合わせ事例の中から、土地家屋調査士への個別不満事例を題材にして、それらの業務に関して何が問題であったのか考えていくものでした。

コロナ下においては開催のハードルが高かった集合形式の研修会でしたので、私自身しばらくこのような形式の研修講師から遠ざかっていたせいもあり、少し気負いすぎたので、実際のところ所沢支部の会員の皆さんにとっては、満足いくものではなかったかもしれません。ただ、実際に会員の皆さんの表情や意見を聞きながら話ができ、「フェイスツーフェイス」の良さを改めて感じました。

これから先、積み残した想いや言い足りなかった部分を付け加えて、その概略を話していきたいと思えます。

土地家屋調査士業務全般に関する具体的な困難事例の主なもの、境界確認や立会そのもの、それらの業務の進め方に関しての不満や苦情です。皆さんも多かれ少なかれ経験があると思います。言葉の一

例を挙げれば、よくわからないまま進められた、上から目線で話された、怖そうだった、とか。意図しているわけではありませんが、相手にそう取られる印象を与えているようです。これらの苦情は、依頼者・隣接関係者を問わず寄せられています。しかし実際のところ、会員から事情聴取をしてみると、皆さん土地家屋調査士として、それなりに説明をして業務を行っている、そう思われる事例が多いのです。多くのトラブルは土地家屋調査士の「説明不足」に起因するものだと思われがちですが、どうもそれだけではない。不足しているのならもっと数多くすればいい、そうなります。しかし、説明すればするほど「火に油を注ぐ」ことになる。すれ違いが生じて意図したことが全く伝わらない、次第にトラブルに発展していく。

「説明しても相手にうまく伝わらない」このことにどう対処したらいいのでしょうか。「説明しても相手にうまく伝わらない」これを詳しく言い換えると、「言葉で説明しても相手が聞いてくれない」となります。ならば、自分の言葉を相手が聞いてくれる状況にする、少なくとも聞いてくれる気持ちにさせる、そうすることが大事だとなります。

でも、どうやってそうすることができるのでしょうか？何かコツでもあるのでしょうか？それを考えていくヒントとして、苦情を言ってくる人達に共通する言葉を取り上げてみます。典型的な例は、上から目線で話す、わからないことを押しつけてくる、怖い感じ、等々です。何でそうなるのか、何がわからないのか、それもわからない、対処しようがない。土地家屋調査士としては全くのお手上げです。しかし、苦情を言ってくる人達も同様ですが、説明を受けた相手の皆さんは、説明内容については結構忘れてしまうものです。ですが、説明されたときに自分が感じたもの、これははっきり覚えているもの

です。上から目線とか、怖いとか、わからないことを押しつけてくるとか。そういう感情はフラッシュバックのように思い浮かびます。そうなるイヤなものはイヤとなって、一步も前になくなります。

また逆に、あの調査士さんはわからないけど、信用できそうないい人だ、任せられるとか、そういうケースもあります。最初の印象で決まるなんてやっつけられない、そう思われるかもしれませんが、挨拶や立会などでちょっとした違和感を与えてしまうと、相手の方はこちらの説明を聞くどころではなくなってしまいます。説明内容は覚えていないけど説明した相手に感じた印象は覚えている、このことは、肝に銘じて下さい。

かつて「人は見た目が9割」という新書がベストセラーになったことがあります。そこでの「見た目」というのは、容姿だけではなく、言葉以外の身体や、表情、動作、色、匂いなどを指しています。いろいろなトラブル事例に接していると、私たちにこの点についての配慮が不足していると感じます。

私たち土地家屋調査士はその業務遂行に際して、十分な説明を行っています。ただそれがうまく伝わっていないのも事実です。それを解消していくには、言葉での説明も大事ですが、まずは「聞いてくれる気持ちにさせる」ことが第一です。具体的な事例を文章で表現するのは難しいので割愛しますが、機会があれば話をしたいと計画しています。テレビの宣伝文句ではありませんが、親切、ていねい、清潔、これらが大事なことだと思います。

最後に所沢支部研修会には、境界確認のお願い等の資料として参考文例集を提供しました。これは、新日本法規出版より刊行された「隣地をめぐるトラブル予防・解決文例集」- 筆界・所有権界、道路・通路、近隣紛争 -、馬橋隆起他3名編著より抜粋したもので、作者の一人でもある埼玉会の大先輩大谷和夫先生のご厚意によるものです。境界確認依頼書のうち7つの文例です。以下その文節を抜粋します。説明文例の参考にして下さい。

なお、本書は、様々なケースの手続きの流れや処理方法が、書式や文例を掲載しながら解説されていますので、業務遂行にあたって大変貴重な参考文献となりますので、是非購入して座右の書として活用して下さい。

参考文例 文例1 - 2 - 2 境界確認依頼書

境界(筆界)確認及び土地立入り許可のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私は、甲野太郎氏から下記土地の測量依頼を受けております、土地家屋調査士の と申します。隣地の所有者である乙野様に、別紙地形図の朱線部分の境界確認の現地立会いをお願いいたしたく、ご連絡申し上げます。

土地を測量し、地積測量図を作成して登記所へ提出するためには、測量する土地と隣地の境界についての認識が当事者間で相違ないことを現地で確認する必要があります(境界確認)。乙野様におかれましては、現地にお越しいただき、境界確認を実施させていただきたく、どうぞよろしくごお願いいたします。

現地立会いに先立ち、現地調査(基礎測量)が必要となりますので、乙野様敷地(駐車場)への立入りと、視認できる境界標を測量することについてもご了解いただきたく、併せてお願い申し上げます。

参考資料として、法務局等で取得した資料などを同封いたしますので、ご査収ください。

乙野様にお立ち会いいただく日程についてですが、近隣の他の隣地所有者とは、下記の日時で現地立会いを予定しておりますので、もしご都合が合えば、同じ日に実施できればと考えております。ご都合が合わなければ、乙野様のご都合の良い日を伺って立会日を調整させていただきます。ご連絡いただければ幸いです。

なお、境界に関する資料や図面等をお持ちでしたら、境界確認の参考にさせていただきますので、ご提供いただければ幸いです。

立会い当日は、境界確認書に署名と捺印をいただくこととなります。印鑑(認め印)をご持参ください。

その他、ご不明な点等ございましたら、電話でも構いませんので、ご連絡いただければお答えします(電話番号は本書末尾をご覧ください。)

お手数をおかけしますが、どうぞよろしくごお願いいたします。

敬具



新年のご挨拶

埼玉土地家屋調査士政治連盟 会長 関根 一三

新年明けまして、おめでとうございます。

埼玉会の会員の皆様におかれましては、心新たに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から政治連盟の活動にご理解、ご協力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

去年は、コロナウイルスの猛威の中で業務や生活が制約される大変な年でありましたが、そんな状況の中続投するかと思われた菅内閣総理大臣が、自由民主党総裁選挙に出馬しないことになり、4人の候補者の争いとなって岸田文雄氏が選出され、第100代内閣総理大臣に指名され岸田内閣が発足されました。発足後、すぐに総選挙が行われ10月31日に投開票が行われ、選挙前は自由民主党の退潮がささやかれていましたが、開票結果は自由民主党がほぼ現状維持を確保し、立憲民主党が議席を減らし、日本維新の会が大幅に議席を伸ばした結果となりました。

政治連盟も関係各位と連絡をとりながら、土地家屋調査士制度に理解を示していただく方並びに応援をしていただける方々を推薦し9割の方々が当選致しました。与野党の国会議員の先生方たちには、今後も土地家屋調査士制度の発展等のため活躍をお願いし、政治連盟の活動につなげて行く所存であります。また、埼玉県議会の各党のヒアリングはコロナウイルスの影響で立憲民主関係のみ行われ埼玉県への要望を行ったところであります。

また、民法の一部を改正する法律（令和3年

4月28日法律第24号）が国会をとおリ、土地家屋調査士に関連することも多々あった年でもありました。

相隣関係については、民法第209条第1項で境界標の調査又は境界に関する測量における隣地への立ち入りが明文化され、所有者不明土地の発生を予防する処置として、不動産登記法における相続登記の義務化、登記名義人の死亡等の公示、住所変更登記の義務化等が制定されることになりました。（令和8年施行予定か）また、相続土地国庫帰属法も制定され、土地家屋調査士の活動の幅が大きくなって行くことと期待しております。

政治連盟と致しましては、土地家屋調査士の日常業務での筆界立会の義務化や、昨年申し上げました狭隘道路解消への活動、報酬額の問題等含め、民法一部改正に伴う諸制度の見直しなど、情報を的確に把握して土地家屋調査士制度の発展と改革に取り組んで行く所存です。

今年の干支は60年に一度の「壬寅」（みずのえとら）で、壬（みずのえ）はゆったり流れる大河を表し、寅（とら）は情熱的で決断力の強さから、2022年は安定と落ち着きを持ちながら、はっきりと決断ができる年といわれ、子年に新しい種が芽生え、丑年では種が育っているがまだ伸びることができない、寅年は春が来て草木が伸びる年であり、コロナウイルス撲滅とともに新しい年が、会員及びご家族の皆様にとりまして、幸多い年でありますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表理事
加藤 実

新年明けましておめでとうございます。
皆様におかれましては穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

冬は一年で最も星空がきれいな季節です。中でも目立つ存在はオリオン座です。オリオンは自分が世界一の狩人で神様よりも偉いなどと自慢しすぎ神様の怒りをかい、神様が放たれた大サソリに刺され死んでしまったという神話が残されています。星座になってもサソリを怖がり、冬になってさそり座が西に沈むのを見計らい東より姿を現します。サソリのいない空で大きな態度をとり続け、1月中旬さそり座が東の空から顔を出す頃、オリオン座は西へ沈んでいきます。

オリオン座のベテルギウスと、おおいぬ座のシリウス、こいぬ座のプロキオンを結ぶと、ほぼ正三角形になり、小学校の理科で学ぶ冬の大三角。「グレート・トライアングル・イン・ウインター」です。

今回はあまり教わる事が少ない「冬の大六角形」の話となります。おおいぬ座のシリウス（白色）から右回りに、こいぬ座のプロキオン（黄色）、ふたご座のポルクス（オレンジ色）、ぎょしゃ座のカペラ（黄色）、おうし座のアルデバラン（オレンジ色）、オリオン座のリゲル（青白色）の6つの一等星を結ぶと大きな六角形となり、まさに宝石のように美しい冬のダイヤモンドです。

おおいぬ座のシリウス（Sirius）

オリオンが飼っていた獵犬 or アルテミスの侍女の名犬レプスの口元でひときわ明るい星で都会の夜空でも見つけることができます。

こいぬ座のプロキオン（Procyon）

犬の前に or 犬の先駆、犬とはおおいぬ座のシリウスより一足先に東の空に上るからです。古代エジプトではプロキオンが夜空に上がるかどうかでナイル川増水の季節を判断したらしいです。

ふたご座のポルクス（Pollux）

カストルの弟。 オレンジ色。
ギリシャ神話ではスパルタ王の子である兄のカストルは人間、最高神ゼウスの子である弟ポルクスは不死身とされ、戦いで命を落としたカストルを追って死ぬこともできないポルクスの願いを聞き入れたゼウスによって2人仲良く星座になりました。

ぎょしゃ座のカペラ（Capella）

馬を操る馭者が小さな山羊を抱いている。ぎょしゃ座は黄色がかったカペラを右上の角にし、5角形に並んだ星で形成される。将棋の駒のような形状。カペラはラテン語で小さな雌山羊。

牡牛座のアルデバラン（Aldebaran）

おうし座はゼウスが恋した人間エウローペをさらうために身を変えた白い牡牛。
赤く明るく輝くおうし座の目、アラビア語であとに従う者 or 後に続く者という意味でプレアデス（すばる）に続いて東天に上ってくることからこの名がつけられました。

輝く星の色はなぜ異なるのかというと、夜空で輝く星は自ら光を発している「恒星」であり、太陽と同じように膨大なエネルギーを発生していて、星の色は表面温度に由来し変化する現象で「熱放射」といわれ、温度が低い方が赤 オレンジ 黄 と高温になると白や青に色を変えていきます。青色の星は

生まれたてで、年老いた星は赤くなりガスをだしながら膨張し続け、星の最期を迎えます。

月の出ていない夜空を見上げ華やかな冬のダイヤモンドとカペラからシリウスまでにかすかに流れる冬の天の川を見てみてはいかがでしょうか。

さて、私たち埼玉公嘱協会は、昭和61年の設立から、官公署等が行う公共事業に係る用地取得等に当たり、所有権を始めとする国民の皆様の財産権の安定に欠かすことが出来ない不動産の嘱託登記のお手伝いをしてまいりました。我が国においては高齢化及び大量相続世代の増加が確実であり対応する社会の構築に向けた基盤整備の充実が求められます。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の立法化。また、土地基本法の改正、国土調査法改正、デジタル庁の創設と、今後民法や不動産登記法の改正も視野に入れ、変化する法整備と新しい科学技術を取り入れた強靱な国土を実現する施策に注目が集まっております。公共事業の推進に伴い派生する嘱託登記は、将来にわたり国民に不動産取引の安心と安全を提供することであり「こなすのではなく、取り組む」ことであり品質の向上が要請されます。

更に私たちの使命であります登記所備え付けの「地図作成」についても、事業を尚一層促進するため、各方面より強力なご助力をいただき感謝申し上げます。地殻変動が起きても利活用できる高精度で

かつ現地復元性のある地図を、早期に日本全国に対し完備することを目指してまいりたいと思います。公共嘱託登記に係る受託事業はもとより、『筆界と地図の専門家集団』として総力をあげての不動産登記法第14条第1項地図等の地図整備促進事業・登記事務に関する情報提供事業・登記基準点設置事業・登記に関する『国民の権利の明確化に寄与する事業』に積極的に取り組み推進していく所存であります。明るい未来を築くため、持続可能で活力ある国土・地域づくりに少しでもお役に立ち続ける公益法人を目指します。

今年の干支「壬寅」(みずのえ・とら)陽気を孕み、春の胎動を助く。冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力にあふれ、華々しく生まれる年となる。干支は世の理(ことわり)を知り、未来に備えるために生み出された暦です。

私たちが自ら考え思案し積極的に実行し国民から愛され、信頼される公益法人となれるよう鋭意努力をします。当協会所属の社員の皆様はもとより、埼玉土地家屋調査士会会員の皆様及び関係機関のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、皆様におかれましては国家の重要な経済基盤制度である不動産登記制度の一翼を担う私たち埼玉公嘱協会への更なるお力添えをお願いすると共に、今年一年ご健康でご活躍されますことをお祈り申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。





年頭の挨拶

埼玉青調会 代表 長沼 健

謹んで新春をお祝い申し上げます。

前任の笹本代表の跡目を継ぐことになりました、埼玉青調会代表、長沼健と申します。

我々青調会は、月例会（小規模な研修や情報交換会）、定例会（比較的大規模な研修）等を行い、会員の資質向上や、会員同士の交流を深めることに注力し、活動しています。

さて、業務を行う上で、新規会員の先生方、それだけではなく、我々も、常に不安や疑問がつきまわっていることと思います。頼りない姿は、依頼人に見せることができないので、気丈に振る舞っていますが。

そんな中のコロナウイルス感染症拡大。その影響で、面と向かって相談する機会もなく、一人で抱え込んでいる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。期日までに登記を申請しないといけないのに、疑義がある。法務局に相談票を！となる前に、こちらでエビデンスを整えて、提出しなければならない。そして頂く、貴見のとおり。そこに至るまで、気軽に相談でき

る相手もいない。エグい位置に境界標があり、どう測ろうか？いい方法はないだろうか？便利な道具はないだろうか？

道具の進歩も著しく、宇宙より地上の座標が観測でき、UAVが空を舞い、無数のレーザーが地物を描き出す時代になってきました。新しい技術を積極的に取り入れるのも、青調会の目指す方向です。

知りたい、聞きたい、学びたい、を円滑に、迅速にできるよう、SNSを用いた、即時性のあるコミュニケーションの場を設け、オンラインを活用した、気軽に参加できる勉強会を、今年は模索しております。早ければ、この文章を皆さんがお読みになっているときには、実現しているかもしれません。

共に切磋琢磨し自信をつけ、それが傲慢とならぬよう、自戒の念としつつ、末筆ながら、埼玉土地家屋調査士会のご発展をお祈り致しますとともに、倍旧のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



年頭の挨拶

顧問弁護士

あおい総合法律事務所 平岡直也

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、顧問弁護士として、埼玉土地家屋調査士会所属の先生方において生じた法律問題について、相談業務等を行わせていただいております。相談方法としては、私の事務所で行うものだけでなく、電話、ファクシミリ、メールでも行わせていただいております。

さて、昨年は、新型コロナウイルスの影響で、懇親会等の会食の機会がなくなり、数年前から自宅での晩酌等による飲酒をしなくなっていたことで、アルコールを摂取することがほぼなくなりました。そのためか、体調のよい状態を維持できております。裁判期日も、本庁裁判所では、積極的にWEB会議による民事裁判を行っており、裁判所に行くことなく、事務所で裁判に臨めるようになりました。私の事務所はさいたま地方裁判所川越支部の管轄内にあり、未だ、支部ではWEB会議を導入していないため、裁判所に行くこととなりますが、相手方代理人が支部管轄以外に所属する弁護士であれ

ば、その相手方代理人は電話会議にて裁判に臨むことも多くなりました。その他、地元自治体での法律相談では、相談者は電話による相談ができるようになり、半数くらいは電話での相談となっています。

新型コロナウイルスの影響は、一昨年から始まっていて、外出の際のマスク着用といった細かいものも含めて、感染予防の生活にすっかり慣れてきたところですが、これがよいのか悪いのか、各場面によって、色々分かれるところかと思われま。裁判所の倒産事件受理件数は、確実に増えています。業種によっては、売上げ減少を如何に努力しても避けられない分野があります。他方、感染予防グッズの製造・販売業などの分野では売上げを伸ばしている企業もあります。

誠に微力ながら、少しでも先生方のお役に立てるよう努力してまいり所存でございますので、本年もよろしくご指導、ご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。

皆様のご健康で幸多い一年でありますよう心よりご祈念致します。



新年のご挨拶

顧問弁護士
荒川法律事務所 出井宏幸

埼玉土地家屋調査士会の会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

昨年の令和3年4月1日付けで埼玉土地家屋調査士会の顧問弁護士を拝命しました弁護士出井宏幸です。どうぞよろしくお願いいたします。

ご挨拶自体遅れてしまいましたので、この場を借りて簡単に自己紹介をさせていただければと思います。私は、埼玉県庁の程近くの法律事務所に籍をおき、大変ありがたいことではあるのですが、北は釧路、南は沖縄と幅広く執務に振り回されております。もっとも、生まれはさいたま市内であり、両親の実家も埼玉県内（父は加須市、母は旧大宮市）であり、いわゆる「翔んで埼玉」の舞台が、私の舞台でもあります。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染拡大、緊急事

態宣言の影響により、皆様におかれましては、業務上及び生活上、新たなスタイルに順応された一年だったと思われれます。個人的には、会員の皆様と親睦を図る機会が失われ、少々残念な思いをしております。そして、コロナの影響、優遇税制の影響により、県内の戸建住宅等の不動産売買が盛んとなり、それに伴い、測量、私道の掘削の承諾等を介して、例年になく、調査士の方々にお会いする機会が多く、そのご活躍を間近に見る機会も多かったように思えます。この傾向は当面続きそうですので、微力ながら皆様の一助になればと考えております。

最後になりますが、埼玉土地家屋調査士会会員の皆様のますますのご健勝と、埼玉土地家屋調査士会のますますのご発展を祈念し、念頭のご挨拶とさせていただきます。





令和4年 年頭の挨拶

顧問税理士

高野税務会計事務所 高野久芳

新年明けましておめでとうございます。

令和4年の年頭にあたり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

昨年中は、高柳会長をはじめ、役員の方々や会員の皆様方には大変お世話になりましたことを心より感謝致します。

埼玉土地家屋調査士会の皆様におかれましては、新しい年を期待と希望を持ってお迎えのことと、お喜び申し上げます。

昨年は、東京オリンピック・パラリンピックが1年間の延期後開催され、多数の国と地域が参加しました。新型コロナウイルス感染が拡大する恐れがある中での開催でしたが、沢山の人の、感動・希望・元気を与えてくれた祭典でありました。

今般の新型コロナウイルス感染拡大により、仕事や学び、また日常生活や社会経済活動に於いて大きな影響を与えております。対面でのやりとりでは、ソーシャルディスタンスの確保が求められており、その中で政府により、緊急事態宣言が解除されましたが、まだまだ新型コロナウイルス感染が終息せず、with コロナの時代になりつつあり、会議等もライブ配信、オンライン研修が行われるようになりました。

今後はデジタル化が推進され、多種多様な業界が大きく変化していくものと思われれます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書（インボイス）保存方式の導入の受付が開始されました。

消費税の納税義務のない免税事業者も事業経営に大きな影響があります。

インボイス制度では、事業を営んでいる法人や個人事業者が税務署に登録申請をして、登録後に与えられた「登録番号」を請求書や領収書などに書くこととなります。

この「登録番号」が書かれた請求書や領収書が「インボイス」です。

インボイス制度導入後の経過措置

インボイス制度導入後は、適格請求書発行事業者以外からおこなった仕入などについて、原則として、仕入税額控除が認められません。しかし、インボイス制度導入後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする経過措置が設けられます。

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間

免税事業者などからの仕入について、仕入税額相当額の80%を控除可能です。

令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間

免税事業者などからの仕入について仕入税額相当額の50%を控除可能です。

なお、仕入税額控除にあたっては、免税事業者などから受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書などの保存と、経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

適格請求書発行事業者になるためには

適格請求書発行事業者になるためには、税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出します。登録申請書は、令和3年10月1日から提出することができます。

インボイス制度が導入される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

* 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1000万円以下となった場合であっても免税業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じます。

今後も、コロナ禍のより厳しい状況は続くと思われれますが、埼玉土地家屋調査士会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍とご健勝を心よりお祈り申し上げます。



調査測量実施要領から業務取扱要領へ ～ 測量に関する記述の変遷～

業務部長 雙木行雄

業務取扱要領が制定された背景

土地家屋調査士業務取扱要領は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）の施行に伴い、土地家屋調査士が適正な業務を行う上で、全国共通の要領が必要であるとの趣旨から土地家屋調査士職務規程（令和2年8月1日施行）第12条第2項に規定する「連合会が別に定める要領」として作成され、全ての会員が遵守すべき要領として令和3年6月1日から運用が開始されました。

この背景には、懲戒権者が各法務局長から法務大臣に変更された事により、全国統一の基準で職務が行われなければならないことがあります。しかし、日本土地家屋調査士会連合会（日調連）が今まで運用してきた「土地家屋調査士 調査測量実施要領（調測要領）」は「単位会の会則で定める要領」として位置づけするか否かを、単位会の裁量に委ねていたため全国統一の要領とはなっていませんでした。このことから今回の業務取扱要領の制定に至った訳です。

業務取扱要領の解説は令和3年度第1回会員業務研修会で行いましたが、不十分な点は各自、要領を熟読していただき、業務を行う上での指針としていただきたいと思います。

そこで、今回の誌上研修では、少し別の視点から業務取扱要領を考えてみたいと思います。

調測要領から業務取扱要領に至る測量に関する記述の変遷

日調連は調査測量実施要領（調測要領）を昭和52年2月に初版刊行して以来、昭和55年9月、昭和63年12月に改訂いたしました。調測要領を「単位会の会則で定める要領」とするか否かは、各単位会の裁量に委ねられ、我が埼玉会は平成元年

11月28日にそれまで参考資料としていた日調連発行の調測要領を基に、「会則で定める要領」を新たに作成いたしました。（ブルーのB5判冊子）

その後、平成9年に日調連はそれまでの調測要領の技術基準を全面的に改訂しました。（第4版）（えんじ色ビニールカバーB5判）当技術基準編は、昭和52年の調測要領以降、飛躍的な進歩を遂げてきた測量技術に対応すべく改訂したとの理由が記されています。

主な改訂内容として、測量体系＝基準点測量＞多角測量＞筆界点測量が明確に示され、基準点測量の技術体系は公共測量作業規定とほぼ同一となりました。調査士が行う基準点測量の与点としては公共座標を持つ上級の公共基準点であり、3～4級基準点測量を想定していました。但し、測量目的地が位置する区域の状況に応じて基準点測量作業の要・不要が区分されています。

更に、基礎測量のための多角測量や一筆地測量のための多角測量の与点として、前述の「調査士が新たに設置した3～4級基準点」や既知の4級以上の公共基準点を基本とするとされました。但しこれらの基準点を設置できない、若しくは設置されていない公図地区や基準点未整備地区等の場合は、近傍の恒久的地物からの多角測量も可能とされています。

この改訂以前の調測要領（平成元年埼玉会要領）においても、多角測量の選点として

「測点はできる限り閉合、又は既知点に結合するよう努めること」

「付近に国家基準点若しくはこれに基づく図根点等が存在する場合は、これらに結合するように努めること」の記述は存在しますが、大前提として「地積の測定は当該地域の地表面における局地測量として

行うもの」との記述があります。

改訂第4版の調測要領第80条（座標計算）においては「数値地区、図解地区、基準点地区、街区点地区において位置の表示は平面直角座標系（公共座標）とする」の記述があり、改訂によって、地区を限定してとは言え、位置の基準に関する考え方が変わってきたと捉えられます。

但し、公図地区、基準点未整備地区についてはこれ等の言及がないことから局地的な任意座標系を採用する事となります。

また、多角測量においては4級以上の基準点（調査士が設置した基準点、既知の公共基準点）を与点とする単路線方式を基本としながら一定の条件の下での単位多角、開放多角方式を認め、基準点測量とは異なり、路線図形（平均図形）に拘らない測量方法となっております。

一方、筆界点測量については測量の起点を基準点、多角点等とし、調査士が最終的に求める筆界点の位置を測定するための体系が明確になりました。

* 4級基準点以上を与点する多角測量に関する条件
原則、単路線方式 辺長 100 m以内、多角点 2点以内の開放多角方式 辺長 200 m以内、多角点 10点以内の同一既知点に閉合する単位多角方式

整理すると、調測要領の基準点測量は公共測量作業規定の3・4級基準点測量に準拠 多角測量は公共測量作業規定における補助基準点、調査士が最終的に求める筆界点はその次号までの点になると考えられます。

（1～4級公共基準点＝1～4次の点 多角点、補助基準点＝5次までの点、筆界点＝6次までの点）

改訂第4版の調測要領は公共測量同様の技術基準を採用したもので、当時各単位会が積極的に会則で定める要領としたかどうか不明であります。

埼玉会においては、この調測要領を会則で定める要領（基準点測量に関する部分は努力目標）とする総会決議が行われております。

一方、平成16年6月18日（法律第123号）平成17年3月7日施行の不動産登記法、不動産登記規則第77条により、地積測量図には基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点座標値を記録しなければならない事となりました。

日調連が平成17年2月1日に刊行した調査測量

実施要領（第6版）は分厚いバインダー形式の大作で、基本三角点等からの測量が明文化された不動産登記法の改正を受け、第4版の調測要領に増して、最新測量技術（GPS測量）に関する記述が増え、「基準点」から「登記基準点」に表現が変わりました。

第4版では、測量法との関係が曖昧でしたが、第6版では調査士が設置する基準点を登記基準点と位置づけ、一筆地測量のための多角測量の与点と定義付けています。

一定の技術基準の下で測量され、認証をうけた登記基準点（認定登記基準点）は後日、不動産登記法で規定する基本三角点等として認められる事となります。

しかし、第6版も第4版同様に調査士が日常業務で遵守すべき必要最低限の作業規定以外の記載が多く、発刊当初、この調測要領を会則として位置付けるに至っていない単位会もあったものと想像いたします。しかし、基本三角点等からの測量が不動産登記法に明文化された事や、測量機器等の進歩によって、近傍に基本三角点等が存在する場面では筆界点座標は必ず公共座標としなければならず、基準点測量への関心は急激に高まりました。

基本三角点等に基づく測量と調測要領・業務取扱要領

平成18年7月に国交省より法務省に街区基準点成果が送付されると、同年8月に民事二課より「街区基準点を利用する事ができるにも拘らず、街区基準点に基づかない地積測量図を伴う申請は却下して差し支えない」との通知の下、基準点測量に関する研修会や資料・情報が多く発信されています。

埼玉会では平成20年2月に「基準点に基づく地積測量図作成マニュアル（案）」を会員に配布し研修会が行われました。

このマニュアル（案）に記載された多角測量と、日調連/調測要領（第6版）及び現在の業務取扱要領に記載されている多角測量は多少表現が異なり、若干混乱する所です。

マニュアル（案）における多角測量は主に日調連/調測要領（第6版）における登記基準点測量を意味し、与点の選定、測量方式、路線図形、観測方法、平均計算等公共測量作業規定と同様に厳格な基準が設定されており、マニュアル（案）の中心記述

となっております。

しかし、調測要領における多角測量は、マニュアル(案)では、補助多角測量若しくは1次参照点測量等と表現され、登記基準点の次号の点(5次までの点)とされております。マニュアル(案)では補助多角測量に関する記述はあまり見当たりません。

一方、現在運用されている業務取扱要領の基準点測量に関する記述は第27条(登記基準点測量)第28条(多角測量)のみで極シンプルに表現されて、今までの調測要領と比較して拍子抜けするくらい簡素な表現となっております。

業務取扱要領に記載されている多角測量と調測要

領に記載されている多角測量は基本的には同じで、これまで述べてきた登記基準点の次号の点で、埼玉会の「基準点に基づく地積測量図作成マニュアル(案)」という補助多角点と同じ5次までの点となります。

これ等の多角測量は、登記基準点測量と同様の与点の選定、測量方式、路線図形、観測方法、平均計算等の基準に拘らない測量方法も可能だと言う解釈になります。

但し、一定の基準がある事は充分理解していただきたいと思っておりますので、多角測量における観測方法や観測の許容範囲、計算の許容範囲等以下に示します。

観測及び測定の方法

水平角観測	鉛直角観測	距離測定
読定単位 20 以下	読定単位 20 以下	読定単位 1 mm
対回数 1	対回数 1	セット数 1
水平目盛り位置 任意		

許容範囲

水平角観測	鉛直角観測	距離測定
較差 40 以内	高度定数差 90 以内	1セット内の較差 5 mm以内

単路線方式における点検計算の許容範囲

許容範囲	
方向角の閉合差	50 + 60 n
水平位置の閉合差	20cm + 10cm N S
標高の閉合差	20cm + 30cm S / N

(注) N : 辺数 n : 測角数 S : 路線長 (km)

方向角の閉合差は、方向角の取付観測を行った場合に適応する。

標高の閉合差は標高の測定を行った場合に適応する。

調測要領第6版においては単位多角方式の閉合差の許容範囲が示されておりますが、実務取扱要領には示されておられません。加えて、調測要領ではコメントとして「筆界確定測量の場合、基準点水平位置の閉合差は、表に示す閉合差の概ね10倍程度(測定の精度)の精度を確保することが望ましい」と記載されています。

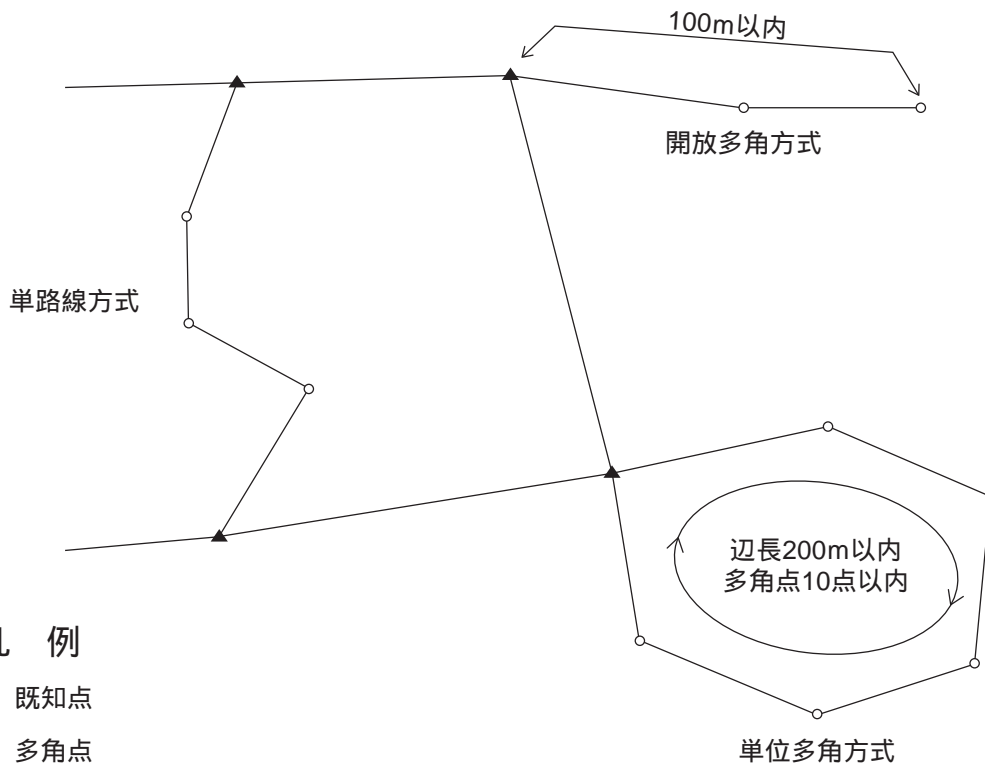
単位多角方式の閉合差の許容範囲 方向角の閉合差 = 60 n 水平位置の閉合差 = 10cm N · S

多角測量を実施する場合の各方式の注意点は次のとおり

単路線方式...既知点を与点とし、既知点のうち1点については方向角の取付けをしなければならない。

単位多角方式...辺長 200 m以内、多角点 10 点以内とする。

開放多角方式...辺長 100 m以内、多角点 2 点以内として、多角点 1 点目の辺長より 2 点目の辺長は短くすること



業務取扱要領には、筆界測量の与点となる点（多角点）に関する技術的記述は以上のとおりしか示されておりません。

業務取扱要領

地形区分	較差の制限	
平地	1 / 2000	点間距離 20m 以内は 10mm以内
山地	1 / 1000	点間距離 20m 以内は 20mm以内

(参考) 平成元年 11 月 28 日作成 埼玉土地家屋調査士会 調査・測量実施要領

地域区分	較差の制限	
密集市街地・市街地・準市街地	1 / 3000	点間距離 20m 以下は 7 mm
村落・農耕地・山林・原野	1 / 1500	点間距離 20m 以下は 14mm

* 業務取扱要領より制限が厳しい。

* 「地積の測定は当該地域の地表面における局地測量として行うもの」として任意座標系を想定～基本三角点等からの測量を想定していない～基本三角点等に内在する相対的位置誤差は関係ない

例えば、4級以上の（認定）登記基準点や街区基準点、地籍調査の図根点等が遠方や、偏った場所にしか存在しない場合、基本三角点に基づく測量を行って公共座標値として地積測量図を作成しようと考えた時、前述の多角測量の観測方法では難があるかも知れません。

この場合は登記基準点測量に準拠した与点の選定、測量方式、路線図形（結合多角方式を検討）、観測方法、平均計算等を採用するか、基準に合う路線図形（平均図形）が計画できない場合は、近傍の恒久的地物を与点とした任意座標系での測量の方が賢明と考えます。

一方、実務取扱要領においても、従前の調測要領同様、第44条で（筆界点の点検測量）で一筆地測量精度への最終的な縛りをかけています。

実務取扱要領の記載は多少不親切な記載となっておりますが、従前の調測要領の記載は第51条（点間距離検測）「点間距離検測とは鋼巻尺又はTS等を用いて、隣接する筆界点間の距離を測定し、計算距離との較差を求めて、測量精度を点検する作業を言う」と表現しています。

この規定により、多角測量における路線図形、観測方法、閉合差の許容範囲が登記基準点測量と比較して緩くても、一筆地測量における最低限の精度確保がなされる事になります。従って、この最低基準（最後の砦）は必ず守らなければなりません。

今般定められた実務取扱要領は土地家屋調査士職

務規程で定める要領である以上、全ての調査士が遵守すべき基準となり、基準に反する行為は職務規程違反（懲戒対象）と成りかねません。

多角測量の許容値や不動産登記規則で規定する「基本三角点等からの測量」に関する測量体系の記述が希薄な気がしますが調測要領からの流れを理解すると、今回の実務取扱要領は、調査士が日常業務で行う測量に関する必要最低限の記述としながらも、従前の調測要領から流れは続いていると思われるます。

会員業務研修会で原田講師が触れていましたが、日調連はこの実務取扱要領の外にマニュアルとして、登記基準点測量に関するマニュアル、一筆地測量に関するマニュアルを準備中との事、この原稿執筆時点（令和3年10月）では日調連からこれ等マニュアルに関する詳細な情報は入っておりませんので正確な事は申し上げられませんが、これ等によって従前の調測要領からの測量体系の流れを維持して行くものと推察しました。

最後に

以上が、今回の実務取扱要領を別視点から見ての感想であります。

これまで述べた、調測要領/実務取扱要領に関する内容及びその沿革等について、理解不足や誤った解釈も多々あると思います。又今回の誌上研修記事は一個人の感想の範囲でもありますので、お気づきの点がございましたら小職宛てにご連絡賜れば幸いです。最後まで読んで頂きありがとうございます。



新入会員の抱負



川口支部 嶋村 純季

皆様はじめまして。令和3年1月に川口支部に入会致しました嶋村純季と申します。

前職はハウスメーカーにて設計職をしておりましたが、資格を取得し調査士事務所に補助者として転職致しました。当時は実際に測量をしたこともなければ登記申請書を作成したこともない、右も左もわからない状況でしたが、事務所長に一から丁寧に実務について教えて頂きました。業務だけではなく、時には厳しく調査士としての考え方や隣接地所有者との接し方を指導して頂き、身をもって色々な経験を積むことが出来ました。

今年からは同事務所地にて登録をし、土地家屋調査士として責任をもち、業務に励む所存です。日々の研鑽を怠らず、信頼される調査士を目指していきますので、今後とも皆様、ご指導、ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。



熊谷支部 古澤 要

この度熊谷支部に入会しました、古澤要と申します。よろしくお願ひ致します。土地家屋調査士としての登録は、

令和3年2月です。補助者経験はありますが、事務所運営についてなど、改めて勉強しなければならないことが多いと感じています。業務を長く続けるには、心身を健康に保つことが必要だと考えています。様々なことに積極的に挑戦し、毎日を新鮮な心持ちで迎えられるように心掛けています。

近年は、主に UAV を使用した三次元計測に挑戦し、試行錯誤しています。その他に GNSS 測量も取り入れ、現場作業の効率化に取り組んでいます。一方で、登記申請において、測量は作業工程のひとつであり、肝要なのは正確な登記を迅速に完了することです。

何を求められているかを見失うことがないように、精進して参ります。



志木支部 工藤 一芳

皆様、初めまして。

令和3年2月に入会しました志木支部の工藤一芳と申します。

補助者として30年勤務していた会社を退職し、10月に事務所を開業しました。土地家屋調査士としても様々な変化の中、日々勉強の毎日、まだまだ未熟でございますが、諸先輩方との横のつながりを大切にしながら自己研鑽に努めたいと思いますので、今後ともご指導の程よろしくお願ひ申し上げます。



上尾支部 澤田 一穂

初めまして、上尾支部に入会いたしました澤田一穂と申します。加須市の土地家屋調査士事務所にて補助者として

お世話になっておりましたが、これまで培ってきた経験を活かして、土地家屋調査士として依頼者のお役に立ちたいと考え、令和3年3月に登録させていただきました。

開業してみますと、経験、知識に自信を持ってはいたものの、わからないことがたくさん出てきました。自分の責任で仕事を行うことの難しさに初めて気づきました。元勤務先の先生は

もちろん、登録証交付式や研修会にてお会いした先生方に質問したり、業務相談会に参加して先輩先生方のご意見を伺う機会もあり、入会から間もないですが、日々大変勉強になっております。また、先日は青調会に入会させていただきました。

日々研鑽のための努力を続け、精進してまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



大宮支部 菅原達弥

皆様はじめまして。令和元年度の試験に合格後、令和3年4月1日より大宮支部にてお世話になっております菅原

達弥と申します。

まず、私が土地家屋調査士を目指したきっかけをお話します。

私は、前職では全国の自治体の水道局を対象に漏水の調査を行う仕事に携わっておりましたが、出張が多く、自身の結婚を機に家族と過ごす時間や将来に対し不安を感じ、転職を決意しました。そのような時期に、土地家屋調査士として現役の身内や親戚から、資格を取って将来一緒にやっていかないと誘われたことをきっかけに、以前から持っていた興味が憧れに変わり、この資格職でやっていく覚悟と決意を持ったことがきっかけでした。

まだまだ駆け出しの身分ですが、実際に仕事をしていく中で、屋外の測量や立会、埋石作業と、屋内での図面作成や書類づくり、申請等の事務作業等もあり、他の資格では味わえない魅力を感じております。

その仕事の中でも、土地の境界確認作業については、隣接地所有者との立会業務が必要になります。いかに気持ちよく協力してもらえるかは、私のコミュニケーション能力にかかっているため、そこに土地家屋調査士としての仕事の難しさと面白さがあるのだと感じております。

土地家屋調査士として、これから数十年歩ん

でいくことになると思います。諸先輩方のご指導を賜り、また他士業の方含め色々な分野の方たちとの交流を持ち、知識を深めながら、一個人として、一調査士として、成長していければと思います。今後ともよろしく願い申し上げます。



大宮支部 齋藤祐也

初心を大事に

大宮支部の齋藤祐也と申します。祖父が興した測量会社において現社長である父から

依頼される形で土地家屋調査士を目指すこととなり、現在に至ります。兼業の測量会社での経験を活かしつつ、特に土地に強い土地家屋調査士として活動していけたらと考えています。よろしく願いいたします。

事務所を開設したばかりの今年の4月、早速土地の分筆登記のお仕事を請けさせていただきました。特に営業をかけるでもなくお請けすることができた案件でしたので、開設早々これは幸先がいいな、などと考えておりました。ところがいざ現場に入ってみると、依頼主様と隣接者様との関係があまりよしくなかったようで、作業や立会が難航したり、隣接者様より度々怒鳴られるといった、最初にしてはなかなかハードな案件でありました。まだ慣れない最初の案件でしたのでこちらの不手際も確かにありましたが、あまりに理不尽な対応もされました。諸先輩方や土地家屋調査士会の方にもご相談に乗っていただきもしました。その節は大変お世話になりました。御礼申し上げます。

その後、無事業務を進めて登記が完了し、成果を依頼主様にお渡しすることができました。当時はきついな、と思ったものですが、今となっては最初に難しい案件を経験したことで、業務がスムーズに進行できるように段取りや気遣いをよりいっそう心がけることができるようになったのではと思います。もし最初の案件が

簡単で楽をしていたら、その気の緩みが原因で現在までに何か大きな問題をやらかしていたかもしれません。この初心を忘れることなく大事にしていきつつ、今後も土地家屋調査士としてしっかりと活躍できるよう努力していきたいと思います。



所沢支部 神宮 太

所沢支部に入会の神宮太と申します。補助者経験はありますが、他の職種も経ていてブランクがあるため一つ一つ

学び直しながら業務に取り組んでおります。自ら研鑽し、新しい制度や技術にも対応できる土地家屋調査士を目指して、資質の向上に努めて参りたいと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。



草加支部 藤田 衛

草加支部に入会させていただきました藤田衛と申します。

仕事の依頼をいただいてから、登記を経て完了までの過程の煩雑さ大変さに驚いております。改めて土地家屋調査士として働いてこられた諸先輩方に尊敬の念を抱かざるを得ません。深い意味はございませんが座右の銘は「無理が通れば道理が引っ込む」です。初めて経験することも多く既に様々な困難に直面しておりますが、初心を決して忘れずに楽しみながら切磋琢磨し精進していきたくと思っています。よろしくお願いたします。



所沢支部 高嶋 秀人

自己紹介・私が目指す土地家屋調査士

本年6月から、埼玉土地家屋調査士会に入会いたしました

た所沢支部の高嶋秀人と申します。

私は十数年、土地家屋調査士事務所で補助者を経験してきました。いろいろと経験させていただきありがとうございました。入社したころは、土地家屋調査士？登記？境界？...初めての言葉が飛び交っていて、まずい所に来てしまったと印象に残っています。

土地家屋調査士の業務は専門分野で、大切な財産である不動産を守る仕事。土地建物の登記、筆界を明らかにする専門家。まさに、プロフェッショナル！カッコいい。そんな土地家屋調査士の一員になりたいと思ったのが結婚前。家族ができ子供が成長してきたこのままではと、本気で覚悟が決まったのが数年前。家族や周りの人達の支えがあり、なんとか取得できた国家資格。

やっとスタートラインに立てたので、これからも覚悟をもって土地家屋調査士道を歩んでいきたいと思っています。

実務の大変さ、難しさはありますが、それ以上にやりがいのある素晴らしい職業だと思います。この職業に就けたことを心から誇りに思っており、これから先も経験を重ね、より良い仕事ができるよう努力して参りたいと思います。

また先輩からは、様々なことを教えていただき常に目指す目標となっております。

私もいつか、そんな土地家屋調査士になれたらと心に刻み日々精進していきたくと思っています。



埼玉支部 長谷川慶了

この度、埼玉土地家屋調査士会に登録・入会させて頂きました長谷川慶了と申します。

土地家屋調査士を目指したきっかけは、不動産業界に以前より従事している中で、不動産に関する知識の向上を目指したことでした。これからは先輩方にならって、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行っていく、そのような土地家屋調査士を目指してまいります。

ご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



上尾支部 小川 曜

初めまして。令和3年10月に登録しました、上尾支部の小川曜と申します。

この業界ではまだ珍しい平成元年生まれの平成世代です。

試験には平成最後の年に合格し、法人の使用人として大阪会に入会していました。

WEBに強い土地家屋調査士として、業界を盛り上げていきたいと思い、

ブログ (<https://little-river.jp/>) にて情報発信を積極的に行っています。

諸先輩方が今まで積み上げてくださったものを大切にしつつ、新たな技術や知識を取り入れられる土地家屋調査士になりたいと考えています。



会員の動静

入会者

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏名	事務所所在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
上尾	2746	-	齋藤 勇樹	〒 362-0008 上尾市上平中央三丁目 25 番地 5 土地家屋調査士法人四つ葉事務所 社員	048-779-9055 048-779-7744
	2408				
上尾	2747	1404003	小川 曜	〒 363-0008 桶川市大字坂田 971 番地 232	090-5433-4512 -
	2409				
越谷	2748	-	岡安 俊憲	〒 342-0037 吉川市大字富新田 139 番地 土地家屋調査士法人酒井事務所 使用人土地家屋調査士	048-983-5523 048-981-6123
	2410				
大宮	2749	-	成田 和教	〒 331-0814 さいたま市北区東大成町一丁目 489 番地 1 日勝堂ビル 2F 土地家屋調査士法人えん道グループ 使用人土地家屋調査士	048-660-0050 048-856-9386
	2411				
浦和	2750	-	鈴木 豪	〒 335-0015 戸田市川岸 2 丁目 9 番 2 号	048-441-5350 048-441-5350
	2412				

事務所移転

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏名	事務所所在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
大宮	2214	-	相原 洋一	〒 330-0846 さいたま市大宮区大門町 3 丁目 14 番地 2 Ciel 大宮大門 土地家屋調査士法人彩の国事務所 社員	048-647-9990 048-647-0207
	1859				
志木	2726	-	工藤 一芳	〒 351-0034 朝霞市西原 2 丁目 12 番 2 号 ラピス 202 号室	048-201-6116 048-235-6835
	2388				
大宮	1902	-	佐々木 典男	〒 337-0051 さいたま市見沼区東大宮四丁目 60 番地 16 ローヤルコーポ 209 号	048-776-9121 048-729-5148
	1538				
上尾	2612	-	森田 篤	〒 362-0047 上尾市大字今泉 584 番地 2	048-782-6890 048-782-6931
	2271				
越谷	2371	303020	増田 繁	〒 343-0111 北葛飾郡松伏町大字松伏 3160 番地 1	048-992-0717 048-992-0980
	2021				

退 会 者

支部	登録番号	氏 名	事 務 所 所 在	退 会 年 月 日
	会員番号			
秩父	372	戸井田 清	〒 368-0025 秩父市桜木町 12 番 31 号	R 3 .9 .7
	389			
狭山	888	新 基 二	〒 350-1305 狭山市入間川 1 丁目 21 番 2 号	R 3 .9 .18
	551			
草加	1574	岡 田 光 雄	〒 340-0004 草加市弁天 5 丁目 2 番 14 号	R 3 .9 .28
	1197			
上尾	2465	吉 富 正 秀	〒 362-0008 上尾市上平中央二丁目 28 番地 10	R 3 .9 .30
	2119			
東松山	1135	内 田 平四郎	〒 355-0012 東松山市日吉町 2 番 31 号	R 3 .10 .4
	787			
草加	2379	田 中 和 彦	〒 340-0055 草加市清門一丁目 315 番地 1-201	R 3 .11 .7
	2029			
川口	1207	山 本 浩 司	〒 333-0811 川口市戸塚三丁目 5 番 15 号 -104	R 3 .11 .19
	865			
坂戸	1645	鳴 原 勤	〒 350-0233 坂戸市南町 13 番 15 号	R 3 .11 .30
	1261			
川口	2694	宮 本 泰 雄	〒 333-0804 川口市大字久左衛門新田 86 番地 クオーレ 205 号	R 3 .12 .1
	2356			
志木	1545	古 屋 信 和	〒 351-0025 朝霞市三原 3 丁目 20 番 19 号	R 3 .12 .31
	1174			
川越	2132	坂 本 市 雄	〒 350-1101 川越市大字的場 2183 番地 10	R 4 .1 .5
	1774			

土地家屋調査士法人 成立

支部	法人番号	法 人 名 称	社 員	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
浦和	03-0025	土地家屋調査士法人 ヴェルテックスプラン埼玉	松 永 聖 矢	〒 336-0031 さいたま市南区鹿手袋 4 丁目 16 番 5 号	048-710-4500 048-710-4502

土地家屋調査士法人 従たる事務所 設置

支部	法人番号	法人名称	社員 (使用人土地 家屋調査士)	事務所所在	事務所電話 " F A X
浦和	01-0101- 03-0019	土地家屋調査士法人 オフィス頼和	長谷川克仁	〒 330-0072 さいたま市浦和区領家四丁目 15 番 10 号	048-831-2545 048-611-7660

土地家屋調査士法人 主たる事務所移転

支部	法人番号	法人名称	社員 (使用人土地 家屋調査士)	事務所所在	事務所電話 " F A X
大宮	03-0004	土地家屋調査士法人 彩の国事務所	相原 洋一	〒 330-0846 さいたま市大宮区大門町 3 丁目 14 番地 2 Ciel 大宮大門	048-647-9990 048-647-0207

土地家屋調査士法人 社員（使用人土地家屋調査士）の加入

支部	法人番号	法人名称	社員 (使用人土地 家屋調査士)	事務所所在	事務所電話 " F A X
大宮	03-0011	土地家屋調査士法人 えん道グループ	(菅原達弥) (成田和教)	〒 331-0814 さいたま市北区東大成町 一丁目 489 番地 1 日勝堂ビル 2F	048-660-0050 048-856-9386
越谷	03-0019	土地家屋調査士法人 酒井事務所	(岡安俊憲)	〒 342-0037 吉川市大字富新田 139 番地	048-983-5523 048-981-6123
上尾	03-0015	土地家屋調査士法人 四つ葉事務所	齋藤 勇樹	〒 362-0008 上尾市上平中央三丁目 25 番地 5	048-779-9055 048-779-7744
浦和	01-0032- 03-0007	土地家屋調査士法人 ヴェルテックスプラン	前川 怜介	〒 336-0031 さいたま市南区鹿手袋四丁目 16 番 5 号	048-710-4500 048-710-4502

土地家屋調査士法人 社員の脱退

支部	法人番号	法人名称	社員 (使用人土地 家屋調査士)	事務所所在	脱退年月日
上尾	03-0015	土地家屋調査士法人 四つ葉事務所	森田 篤	〒 362-0008 上尾市上平中央三丁目 25 番地 5	R 3 .10 .31
浦和	01-0032- 03-0007	土地家屋調査士法人 ヴェルテックスプラン	松永 聖矢	〒 336-0031 さいたま市南区鹿手袋四丁目 16 番 5 号	R 3 .11 .15

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします。



新 基二(89歳)
令和3年9月18日ご逝去



内田平四郎(89歳)
令和3年10月4日ご逝去



田中 和彦(51歳)
令和3年11月7日ご逝去



編 集 後 記

みなさま新年明けましておめでとうございます。

また日頃より広報事業活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

約2年ぶりで懐かしの広報事業部に戻って参りました。初めは緊張しつつ会議に参加しておりましたが、新しい仲間と一緒に活動することにより、段々とその緊張も薄れ、今は楽しく活動させていただいております。このような機会を与えていただき本当に感謝しております。

さて昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により、会務活動や会員の交流等が滞ってしまい非常に難しい一年となりました。会報も記事が少なく編集等心配しておりましたが、みなさまのご協力のおかげで無事発行することができました。

本年はこのような状況が改善し、会務活動そして会員の交流等が平常通り戻ることを切に願うばかりです。

最後に、本年も広報事業部一致団結し広報活動に従事して参りますので、今後ともお力添えの程よろしくお願い申し上げます。

広報事業次長 亀井郁臣

先日、とある方面から「会報がつまらない。皆様のご挨拶も大事だが、もう少し広報事業部で会報が面白くなるよう思案したほうが良いのではないか」とのお叱りを頂戴いたしました。

言われてみると確かに、今までの会報を踏襲し、同じようなものを発行する事に何の疑いもなく半年関わってきましたが、お叱りを頂戴してからは「もう少し何かできる事があるのではないか？」と考えるようになりました。

さて、そのような観点から広報事業部の方々を見渡してみますと、一緒になって会報をより良いものに変えていけるような人達が集まっているではありませんか。しかもあの「コラムの申し子」まで名を連ねていらっしゃる（笑）

次回の会報発行までには残された時間はありませんが、広報事業部一丸となつて、次々号辺りで少しでも変えていけるといいなと思っております。

最後に、この会報を発行するにあたりご寄稿いただいた皆様に心より感謝申し上げます。有難うございました。

広報事業部理事 吉澤 寛

広報事業部

高橋 修	高柳 吉男
亀井 郁臣	吉澤 寛悦
長沼 健	安澤 利也
酒井 みどり	小川 哲也
伊勢崎 直人	遠藤 義明
白木 康範	糸井 尚之

発行日 令和4年1月
発行所 埼玉土地家屋調査士会
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-14-1
電話 (048)862-3173
FAX (048)862-0916
ホームページ <http://www.saitama-chosashi.org/>
E-mail office@saitama-chosashi.org
発行人 高柳淳之助
編集責任者 高橋 修
広報事業部長 高柳 吉男
制作 新日本法規出版株式会社

★境界確定実務における盲点を解き明かす！

実務必携 境界確定の手引

【すいせん】 日本土地家屋調査士会連合会 会長 國吉 正和

【共著】 江口 滋 (土地家屋調査士)
岸田 庄司 (土地家屋調査士)
秋保 賢一 (弁護士)

A4判・総頁294頁
定価4,950円(本体4,500円)
送料570円



隣地をめぐるトラブル 予防・解決文例集

—筆界・所有権界、道路・通路、近隣紛争—

【編著】 馬橋 隆紀 (弁護士)・多田 幸生 (弁護士)
幸田 宏 (弁護士)・中野 仁 (弁護士)
【著】 古屋 文順 (弁護士)・大谷 和夫 (土地家屋調査士)
平野 正也 (弁護士)・平本 沙乙里 (弁護士)

状況に応じた
適切な文書
を作成するために！

B5判・総頁522頁
定価6,380円(本体5,800円)
送料570円

【電子版】
定価5,830円(本体5,300円)



購読者
特典

文例データ (Word) の
ダウンロードができる！

※ Wordは、Microsoft社の商標または登録商標です。



新日本法規出版

0120-089-339

受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail kanto-eigy@sn-hoki.co.jp